議案第130号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記のとおり市 道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和5年6月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

					1		
路線名	延	長	幅	員	起点	終点	重要な経過地
	m		m				
	l				さいたま市南区曲本	さいたま市南区曲本	
D 第 6 9 2 号線	62	53	4	00	三丁目277番5地	三丁目277番14	
					先	地先	
					さいたま市浦和区瀬	さいたま市浦和区瀬	
J 第 4 9 6 号線	51	87	5	00	ヶ崎一丁目52番6	ヶ崎一丁目48番5	
					地先	地先	
	i				さいたま市緑区大字	さいたま市緑区大字	
J 第 4 9 7 号線	73	42	4	00	三室字西宿1265	三室字西宿1222	
					番1地先	番 5 地先	
		90	4	00	さいたま市南区大字	さいたま市南区大字	
K 第 5 0 7 号線	33				円正寺字山崎204	円正寺字山崎204	
					番1地先	番5地先	
	1				さいたま市緑区大字	さいたま市緑区大字	
L 第 1 3 7 3 号線	102	05	4	00	三室字原前1163	三室字原前1161	
					番6地先	番1地先	
				! !	さいたま市緑区大字	さいたま市緑区大字	
L 第 1 3 7 4 号線	32	62	4	00	中尾字駒前637番	中尾字駒前637番	
	i				1 地先	6 地先	
	41	80	2	70	さいたま市緑区大字	さいたま市緑区大字	
N 第 6 2 9 号線					上野田字向原484	上野田字向原482	
	ļ				番 2 地先	番地先	
		! !		! !	さいたま市緑区大字	さいたま市緑区大字	
O 第 3 7 8 号線	38	58	1	80	寺山字中郷890番	寺山字中郷882番	
					1 地先	3 地先	
					さいたま市見沼区大	さいたま市見沼区大	
1 2 9 5 1 号線	166	19	6	00	字蓮沼字薊ヶ谷戸1	字蓮沼字薊ヶ谷戸9	
					006番1地先	9 4 番 1 地先	
	ļ				さいたま市見沼区大	さいたま市見沼区大	
1 2 9 5 2 号線	89	22	4	00	字蓮沼字薊ヶ谷戸1	字蓮沼字薊ヶ谷戸1	
					007番21地先	007番18地先	
2 2 6 0 7 号線	75	24	4	00	さいたま市見沼区大	さいたま市見沼区大	
					字南中丸字上高井2	字南中丸字上高井2	
					0 4 番 6 地先	04番2地先	
	50	42	4	00	さいたま市北区日進	さいたま市北区日進	
3 2 9 6 7 号線					町三丁目404番8	町三丁目407番4	
					地先	地先	

路線名	延 E m	幅 員 m	起点	終点	重要な経過地
3 2 9 6 8 号線	125 19	6 00	さいたま市西区西大 宮二丁目18番10 7地先	さいたま市西区西大 宮二丁目18番10 0地先	
4 1 7 1 4 号線	75 25	4 00	さいたま市西区大字 西遊馬字田向379 番15地先	さいたま市西区大字 西遊馬字田向379 番19地先	
1 7 8 0 号線	76 64	5 00	さいたま市岩槻区大 字表慈恩寺字諏訪山 265番21地先	さいたま市岩槻区大 字表慈恩寺字諏訪山 265番4地先	
3600号線	144 21	6 00	さいたま市岩槻区加 倉四丁目1302番 8地先	さいたま市岩槻区加 倉四丁目1721番 37地先	